

平成18年1月

第100号

東京都社会保険労務士会会報 千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座8-4-25 小沢ビル5階
ワヨウ事務所内 03(3574)7572 発行人 渡邊和洋
URL=<http://www.sr-ccs.com>



松本城（長野県）

戸室康廣 会員撮影

- 会報100号記念・歴代支部長座談会
- 講演・特定社会保険労務士について
- 大槻哲也全国社会保険労務士会連合会会长に聞く！
- 平成17年度管外研修旅行会報告
- 今年も街頭相談を実施しました
- 支部IT化経過報告



歴代支部長座談会

勝本（司会） 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、在任中にご苦労なさったこと、または直面した問題、印象に残っていることなどのお話をお願ひします。

小山 だいぶ昔のことですが、社会保険労務士法制定以前から厚生省系、労働省系の両団体が存続しておりました。とくに労働省系の団体は会員がすべて開業者でした。その両団体が昭和53年11月に改組のうえ合併し、東京会および千代田・中央支部が発足したのです。

私は昭和56年4月に2代目の支部長に推挙されました。思い出しますと当支部は、東京会をリードするよう、会員各位が一致団結して、行政協力、資質の向上、社会的信用の高揚をモットーとして支部活動の充実にまい進したものでした。従って私には多忙のため嫌な思い出は全くなく、常に楽しい、努力が果たせる環境であり、充実感を満喫させていただきました。

新堀 私は昭和60年4月からですから、ちょうど20年前ですね。私が困ったのは、この世界ではまだ自分が若輩だったことです。若かったせいで役所のほうにあまり面識がなかった。これを克服しなければいけないということで、とにかく役所にはよく顔を出しました。それで2年後には、事務所の会議中でも、支部長が来たというと所長にお会いできるようになりました。

今でこそ社会保険労務士はどこに行っても先生ということで迎えられますが、我々が第一線でやっていたころは、代行屋と言われてとても先生として扱っていただけなかった。それを歴代の役員の努力によって今や先生と呼ばれるまでになったのは、すごいと思います。

仲野 私が就任した当時は、開業と勤務がぎくしゃくしていた時代でした。支部長になったときは、まずその辺をいかにうまく融和させていくかを考えました。私は勤務でしたから、これにはかなり苦労しましたね。私自身で個人的にいろいろ悩んだことを覚えています。本会にも関係あるのですが、開業と勤務で会費が異なるわけです。その辺をごちゃごちゃとやっていました。最終的には今の額で決着がついて、それからはそういう問題は起きませんでした。

それと、当時は予算が非常に少なかったのでその面でも苦労しました。

勝本 勤務の先生だと、参加するにも時間が制約されると思うのですが、そういう点で大変だったことはありましたか。

仲野 当時そんな話もありました。出にくいとか、勤務先には直接出欠の通知を寄こさないで欲しいと言われたというような話は聞くのですけれども、一般的にはそんなことはないと思います。それは職場によると思います。

大槻 今、仲野先生が、開業と勤務がぎくしゃくしていたことを具体的にお話しされました。千代田・中央支部に限らず、東京会全体でも開業と勤務の間でのやり取りは、反対のための反対ばかりでした。

そういう状況の中で、支部長として何をすればいいか。会議一つするにしても、ぎくしゃくしてばかりで本当に

会議が進まない。時間ばかりとって何をどのように決めたのかわからない、というようなことの解消がまず必要でした。

二つ目は、やはり物事を展開していくには組織としてやらないと駄目。そのためには開業も勤務も一緒になってやっていくことが必要であるという考えを強くしました。

具体的にどう展開すればいいかというと、やはり一つは研修や例会を充実させる。そして出席者ができるだけ多くする。そのためには、研修や例会も何か別の企画と組み合わせてやる。

さらに大事なことは、そこに集まった人たちのコミュニケーションです。自分自身もそうでしたが、会員の人たちもここは憩いの場というか、オアシスという風な位置づけにしようとした。心のゆとりが欲しいことが、気持ちの中にはあったと思います。これが非常に印象深いですね。

金綱 歴代の支部長がすばらしくて、基盤を作っていた大いに、私はその延長線上にある支部長でした。優秀な副支部長や多くの役員にカバーしていただいたので、支部運営上の苦労というのはあまりなかったですね。

平成7年に阪神大震災があり、その復興支援のころから山本支部長の後を継いで支部長になったのですが、山本先生にイロハのイから教えていただきました。柏木高美先生にも、支部運営はどうやつたらいいのでしょうかと聞いていました。柏木先生には2年間支部長としてのあり方についてご指導を受け、今でも感謝しています。在任中は支部で大きな問題も発生せず、順風満帆に過ごせました。

柏木 平成9年4月に支部長に就任し、総務委員の皆さんのが900名を超える会員に対して、会報または研修等の案内を発送するのに封書に切手や宛名のシールを貼って半日がかりの作業で行っていただいて、大変なご苦労をされていました。

2点目は参加人員の確保。東京会の諸事業で、締め切っても参加人員が少ない場合は、東京会から「今日または明日までに何名以上、氏名を書いてファックスでお願いします」という電話が入り、東京会の会長ならびに厚生委員長が当支部より選出されていますから、それぞれの立場を考えますと、少しでも多くの方々に参加していただきたく会員個々に電話をかけて気を遣ったがありました。

また、年度更新申告書未提出事業場の関係ですが、当時（平成14年）は3年、10年、20年の協力者に東京労働局長または監督署長から感謝状をいただいておりました。数年前から30年以上の協力者も始め、ぜひ長年協力した方にもと思い、せめて監督署長の感謝状を、と中央労働基準監督署にお願いしたところ、喜んで感謝状を出していた経緯がありました。

また研修の開催は開業部会と勤務等部会に分かれていますが、勤務会員も人事労務を担当されている方も多いいらして、開業部会と仕事の内容は大きく変わらない

だろうと思い、合同の研修を行っていく方針を決めました。

必須研修の案内を発送するときとにとくに注意したのが「必須研修は必ず出席してください」と大きく印字したことで、勤務会員の方々も多く出席していただけたようです。

渡邊（現支部長） 柏木先生から平成15年5月に引き継ぎました。以前から発送業務が大変だというお話を聞いていましたので、会員への情報伝達は、郵送ではなくホームページを作って、閲覧してもらう形にしようと、今までの四つの委員会以外にIT委員会を常設で立ち上げました。

それによって大きく削減できたのが郵送費と印刷費です。会報などは全会員に郵送でお送りしていますが、メールで送れるもののときにはその人たちの分は除いて郵送する。500通ぐらいの発送で済んでいます。

先ほど発送業務に半日かかるということでしたが、今は2時間か長くとも3時間ぐらいで終わります。ツールをうまく使うことで、情報の伝達も早くなるし、コストも下げる。東京会からの交付金をより有効に利用できるようになりました。その辺が、私が支部長になってから一番成果として上がっている気がします。

勝本 次に、これから支部運営に望むことや、支部会員へのメッセージなどをお願ひいたします。

柏木 私が2期目に入りました。東京会に会長選挙が導入されました。平成10年9月に第1回目の選挙がスタートしましたが、理事候補は支部長を含めて14名、代議員は38名でした。1回目の選挙は立候補者が定数どおりでしたので行いませんでした。3期目に2回目の選挙（平成12年9月）、このとき18名の理事立候補者がおりまして、定数は14名でしたから4名の方が落選されました。代議員立候補者は定数どおりでしたので、こちらは選挙が行われませんでした。

正直言って選挙は大変です。投票される方が非常に少なかったし、郵送の準備など時間と金銭面でマイナス要因が多く、あまり選挙は行いたくないのが実感です。3回目の選挙（平成14年9月）は、定数が理事14名、代議員38名でした。このときは16名が理事に立候補して、最後には2名が辞退されましたので選挙になりませんでした。

確かに投票率が高ければ皆さんで選挙をしたほうがいいと思いますが、極めて低い投票率で当落を決めるのはいかがなものかという気がします。

勝本 これからは会員全体で意識を高めて、選挙を行う場合はぜひ参加していただきたいですね。

金綱 私が支部長をお受けした平成7年には、会員が720名になりました。翌年の平成8年には800名を超え、支部会議で800番目の方を表彰した記憶があります。あれから10年経ちまして、2倍近くに会員が増えたわけです。

そういうことを踏まえますと、千代田・中央支部はそろそろ千代田支部と中央支部の二つに分ける時期ではないかと思っています。というと大先輩は、とんでもない、千代田・中央支部は労働基準監督署を中心にスタートしたわけで、これからも会員が一本にまとまって運営したほうがいいとおっしゃる。

わからないわけではありませんが、政連のことを考え

ますと都会議員、区会議員はそれぞれの区で選挙を行っておりまして、やはり地元の区の方が、その区の支部会長をやったほうがいいような感じがします。その前提としては、支部長も千代田支部長、中央支部長になつていれば政治面でもスムーズにいくし、行政との関係ももう少しあ互いにいい道があるのではないかと思っています。支部の今後の検討としては、千代田支部、中央支部の分割構想を提言したいですね。そして東京会としては、小さい支部は合併して支部平均500名くらいにすればいいと思います。

大槻 私は金綱先生とは、まったく逆の考え方を持っています。結論から言うと、今のブロックがあるじゃないですか。ブロック協議会。あのレベルに支部単位をもっていく。そしてその支部の中に、地区を置く。会費を上げるわけにはいかないので、財政的にどうするのがいいかといったら、やはりそういう意味では現在のままがいいのではないかでしょうか。

千代田・中央支部は会員数も多いですが、法制化される前から、それこそ昭和25、6年から実際にこの業務をやってこられた方たちが集中しています。社会保険労務士としての業務が、どのような歴史を経て今日あるのかということを知ることができるものも、千代田・中央支部であればこそ感じておられる方は多いのではないでしょうか。

仲野 支部の統合あるいは分割については、だいぶ前から何回も議論されていて、平成5年、6年ぐらいに、支部再編の検討委員会を設置して議論したことがあります。

結論的には、立ち消えてしまった。なぜかというと、東京会で枢要な地位を占めているのは千代田・中央支部の会員が多いが、それが不公平だというような考え方があつたからです。しかし、小さい支部を統合すると、支部長も役員もなくなってしまう。やはり小さながらも自分の支部を存続したいわけですよ。そして、交付金は増やして欲しい。そこで、一律と会員比例をミックスした配分法を検討してやっている。

そういう相反するような感があって、結局まとまらない。今、改めて検討委員会がいろいろ検討しています。

小山 私は6ブロック（中央、城東、城西、城北、城南、多摩）制という、大槻先生の説には大賛成です。組織を小さくすることは、人材豊富なわが支部活動の一端である東京会のリーダーとしての役割を果たせなくなるのではないかでしょうか。

勝本 例えば会報の面だけで申し上げても、年4回定期的に会報を必ず発行しているのは千代田・中央支部だけらしいんですね。やはりこれもある程度スケールメリットがあるからかな、という気がしないでもないですが。

新堀 支部再編の問題を審議する委員に入って、支部長たちの意見を聞くと、現状維持がいい、やりやすい。それからやはり村という意識が強くて、そのほうがコミュニケーションをとりやすいと言われます。それで千代田・中央だけ分割してほかの支部は統合しようというのも反対であると。

どういうことかといいますと、千代田・中央支部には人材の問題があると思います。不公平だというのですね。同じ会費を払っても、事業の内容があんまり違うので困

るという意見が結構あるんですよ。やはりトータルの差が大きいですからね。

会費の分配も、仲野先生が言われたように不公平です。定額部分は支部が小さいほど有利です。あとは人数比例だから、小さい支部ほど1人当たりの配分率は高いわけです。そういうことがよく説明されないから、千代田・中央支部だけがお金を持ってしまって、ほかにはあまり来ないというような議論が出る。そういうのは事務局で説明しなければ駄目だということです。

それから事業の内容が違っている。千代田・中央支部は確かに、勝本先生が言われたように会報を年4回出している。他は1回もやっとという感じです。ニュースというのはやはりスピードがなければいけない。ですから、やはりある程度統合しなければなりません。

渡邊 先ほど、「人数が多いから人材がいる」と言われましたが、実際は人数がいて、それが研修会なりで情報を共有してお互いに切磋琢磨することによって、人材が育っているのだろうと思います。当然組織運営をどうすればいいのかということも、その中で学んでいって、だからこそ東京会でも発言できるような人材が育っているというのが、実態だろうと思います。

私は支部長になったときに、「自立、自己責任と上昇志向を持て」という話をしました。経済的な自立については、もちろん各自努力しなければいけない。どうやったらちゃんと自立していくかを、先ほどのノミニケーションで、ただで先輩たちに教えてもらえる。そういう場があることが、人がどんどん育っていく環境なんです。これを分けてしまうと、逆に切磋琢磨、自助努力する部分が減ってしまって、結局どんぐりの背比べという形になってしまうだろうと思います。

勝本 では渡邊支部長は、分割しないで今のままというお考えですね。

渡邊 そうですね。逆に統合という話になってくると、そこまでは今のところちょっと考えられないですね。

柏木 新堀先生が言われたように、「支部再編」については過去何年にもわたって各方面で議論されてきましたが、東京会の将来を展望し、激動する時代に対応するとともに、行政の再編にも適応する支部組織と、会員の公平・公正な権利の享受と支部の活性化を図るために、現在、総合対策審議委員会で検討していただいています。

また行政の再編については、今年の10月に現在都内に30ある社会保険事務所が3カ所減、1カ所増となる予定です。

まず、神田と麹町が統合され、千代田社会保険事務所と名称が変わり、同様に京橋と日本橋が統合して中央社会保険事務所に名称変更、大森と蒲田も統合して大田社会保険事務所としてスタートする予定です。

一方、青梅社会保険事務所と、近郊では千葉県の市川と埼玉県の越谷に新設される予定です。

勝本 社会保険事務所の統廃合は、私たちに非常に密接な関係があるので、会員の皆さんも興味深いところだと思います。

次に、最近の支部会員の方たちについての印象や、お考えなどがありましたらお願いします。

新堀 渡邊支部長も言われましたが、会員の質の問題に

ちょっと触れたい。千代田・中央支部には、ここに住居をもっている会員がほとんどいません。1400名のうち100名もいない。ところが周辺に行くと、自宅が事務所で留守番は奥さんというような形です。だから基本的に仕事の体制が違ってくる。そうすると、やはりここへ出てきている人は意識がものすごく高い。だからそれを受け止めるのであれば、千代田・中央支部はそういう捉え方をしていないと追いつかないのではないか。

他の支部長さんも言うのですけれども、とにかく待っていたのでは仕事は来ません。ですから積極的に出て行く。吸収する場はいくらでもあるのだから、そういうところに参加していただきたい。それが今この支部の会合であって、支部の会合が終わった後も、そこにいれば情報はあるのですから。

金綱 僕は今的新入会員は、僕らのころよりは積極的な方が多いと思っています。先日の支部会でも「私は野球が好きなので、野球部員になって頑張る」と発言された新入会員の方がいらした。時代が変わったと思いますね。

勝本 積極的な会員の方が増えているというお考えですね。

金綱 そうですね。女性会員も変わってきていますね。発言も積極的にされる方が増えたと思います。

大槻 市場化テストのことですが、社会保険未適用事業所の適用促進事業を落札したのは、東京会です。もう一つは福岡のほうですが、これは民間の債権回収会社が落札しました。今、社会保険労務士と債権回収会社のどちらが勝つか注目を集めています。

私は、圧倒的大差で東京会に勝ってほしい。勝ってもらわなければいけません。実際にどうなのかといいますと、福岡の情報ではやっと数件ほど適用したところです。東京会は80件を超えたということです。

福岡の会社は、適用促進の相談等はいいが、書類を作成して行政に提出した場合は、社会保険労務士法違反になることは行政にも確認しております。

また市場化テストで落札すれば、未適用の適用促進に関する情報は、名簿等をすべて行政に求めるができるようになります。東京会でも、すでに未適用事業所情報は全部つかんでおられるでしょう。

では全体的なものはどうかといいますと、市場化テストにかかっていないところ、例えばある県では情報公開の手続きで申請して、未適用事業所の名簿、さらには社会保険労務士が関与しているかどうかまでを把握しておられるという県もあります。

そういう点を含めて、連合会も未適用事業所の適用促進にあわせて関与率の向上に結び付けていくということを事業計画にあげて、社会保険事務局にも理解していただかなければなりません。

金綱 連合会長をされておられるので、そういうお立場の発言だと思います。福岡の適用促進の活動は、名古屋の会社が自社の名前で社会保険のほうに新規適用していて、社会保険労務士法2条については、特区のために適用除外になっているのだと私は思っていました。お話を伺うと、自社名で新規適用するのではなくて、社会保険事務所の名前で適用しているということがわかり、では公開入札というのは何なのだという印象を受けたのです。

民間の新聞を見ますと、名古屋の会社が新規適用をやっているように僕は受け取っていました。しかし、連合会がどういう調整をするのかなと思っていました。新規適用事業所を紹介しているだけのように伺って、ホッとはしたのですが、今後もこのままでいくのか、あるいは受託した会社が自社名で新規適用をどんどんやるようになっていくのかという疑念を感じます。

柏木 「今後社会保険労務士はいかにあるべきか」についてお話しします。

1. 労働・社会保険諸法令の専門法律職であることを、しっかりと自覚すること。2. 研修を積み重ねて資質を高め、知識と実務に精通すること。3. 一匹狼根性ではなく、団結し組織を強化して、社会的地位の向上を図っていくこと。

以上の3原則は、大槻連合会長がある雑誌で発言されていた内容です。

金綱 今後の社会保険労務士に期待することですが、社会保険労務士法が改正されて、近々特定社会保険労務士ができます。

そうなると従来の社会保険労務士の資質が大いに変わらざるをえません。これからは、弁護士的資質を求められます。今までもっていたのは事業主との依頼関係。今後事業主と労働者の双方からいろいろな相談が出てきますと、代理をする場合に、倫理観がすごく重要になってくると思っています。

この前「利益相反する仕事はできない」と支部長が研修で言われましたが、倫理観というような資質を学んで体得していくことが、新しい時代の社会保険労務士に極めて重要であると言いたいです。

勝本 ありがとうございました。ほかの方で、これからの社会保険労務士として皆さんに伝えたいことがありますからお願いします。

仲野 今、支部のメールアドレスの登録率は60%超くらいですが、残りの40%（500名）には郵送で案内状を出しています。この方々は、パソコンを使用していないということになります。思い切って、会員も義務感を持ち、パソコンに取り組むべきでしょう。

大槻 昔の諺で「武士は食わねど高楊枝」という言葉がありますが、今はもうそういう時代ではないと思います。「待ち、守る」時代から逆転して、やはり積極的に打って出るときではないでしょうか。しかし相手を間違えてはいけません。顧客開拓ということは、組織的には行政に未適用事業所の提出を求めるのは問題ないのですが、個々には企業の事業主であり労働者です。

社会保険労務士の社会的使命とは、事業主とそこで働く従業員の人たちのためにあるのですから、その点をしっかりとわきまえておくことです。

社会保険労務士が絡んでトラブルが発生することは絶対に避けなければなりません。そういう倫理観は、会則や支部規程では決めることができません。ある県では公正取引委員会で排除された事件がありましたが、専門家の責任において、倫理はしっかりとわかってもらうようにしていくことが大事であると思います。

小山 先ほど、「組織は大きくすべき」というご発言が多くだったので思い出しましたが、新聞報道によりますと

昨年の総選挙では、自民党、民主党ともに「道州制」の検討をマニフェストに掲げ、政府も道州制のモデルとする特区構想を進めているようです。道州制は都道府県の枠組を大きくブロックに分け、財源の大部分を移す構想のようです。自治体の最小単位（町村）は、すでに合併が顕著に進行していることが報じられており、組織の拡大はまさに社会的趨勢ではないでしょうか。

柏木 先ほど新会員に対してということだったので、一言お話しさせていただきます。確かに自由競争だから報酬はいくらでもいいのですが、新会員の方はあまり安い報酬で受託しないでいただきたい。

あくまでも自分たちの職域を拡大していかなければいけない。また自分たちを高く売るということを、よく考えていただきたいということです。

もう1点は、こういう時代ですから、情報をいかに早く吸収するか、そしてその情報をいかにお客様に伝えるかです。先ほど言わされたように、社会保険労務士であれば研修会や会合に出て、それが終った後、先輩の意見を聞きながら情報を得る。研修会だけでなく、その後の懇親会などもぜひ参加いただければ情報の場になろうかと思います。

渡邊 相手が何を望んでいるのか、企業であればその企業で不足している部分の何を自分が提供できるのか、その提供できるものの生み出す付加価値はいくらなのか。一人ひとりが「自分が生み出す付加価値はこうです、だからこの価格です」と、堂々と言える。そういうスタンスを常に持ち続けていただきたい。

自分の価値を維持するためには新しい情報をどんどん取り入れていく。これだけ時代の変化が激しいですから、新しいものはどんどん吸収する。研修会にもきちんと出ていただき、支部でいえば、ホームページにいろいろ載せていますので、そういう情報も自分で取りにいって、自分の付加価値を常に高めていくということを、会員にはぜひお願いしたい。

勝本 渡邊支部長、どうもありがとうございました。皆様本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございました。私たちも社会保険労務士という仕事に誇りをもち、これからも仕事に励んでいきたいと思います。



後列左より柏木先生、金綱先生、渡邊支部長、
大槻連合会長、新堀先生、小山先生、仲野先生

講演

開業部会・勤務等部会合同研修会より 「特定社会保険労務士について」

講師：千代田・中央支部長 渡邊和洋氏

期日：平成17年10月19日（水）

場所：電設健保会館

平成17年6月17日(金)に、社会保険労務士法が改正されました。この第7次法改正により、従来行われていた労働局の紛争調整委員会でのあっせん代理に加え、新たに次の3つの業務が加わりました。①男女雇用機会均等法に係る調停代理、②労働委員会でのあっせん代理③認証紛争解決事業者での代理（現在、都道府県の総合労働相談所が認証を受けるために活動している）です。つまり、社会保険労務士が代理人として携われる業務が、4つになったということです。これらが平成19年4月1日までに整備され、その後は特定社会保険労務士にならなければ、現在は行える紛争調整委員会のあっせん代理はできないことになります。

では、その特定社会保険労務士についてお話ししましょう。具体的な業務内容は、相談、和解交渉、和解契約です。紛争解決手続きについての相談に応じ、その開始から終了まで依頼人の代理人として和解交渉を行う。合意が成立すれば、本人に代わって合意契約書を締結します。「代理」というのは基本的には当事者そのものと考えてよいでしょう。特定社会保険労務士が合意契約を交わした内容は、直接、依頼人に法的効力が及んできます。そこで問われるのが、職業倫理です。この点がこれまで社会保険労務士が行ってきた手続業務と比べ、より重要となったといえるでしょう。

法第22条を参照ください。まず、業務を行い得ない事件について。労働局の紛争調整委員会の委員、または民事調停委員として扱った事件に関する依頼を受けることはできません。これらは国家公務員あるいは地方公務員としての身分を擁して行った仕事になりますので、当然守秘義務があるからです。

さらに、代理を務めた案件の相手方からの依頼に関しても、両方の当事者となってしまうため受けられません。いわゆる、利害相反です。労働者から依頼を受けて、そのあっせんの申請をするために相手方の会社名を聞いたところ、顧問先の企業だった。こうなると労働者の代理人にもなれなければ、すでにこの案件の事情を聞いて知っているだけに会社側の代理人にもなれないわけです。依頼を受けた際は話の中身が煮詰まる前に、紛争の相手は誰あるいはどの企業か、自分との関係はどうなっているかを把握し、そのうえで扱ってよい案件か否かを確認する必要があります。これは、紛争中の相手方からきた別の案件に対する依頼についても同じです。

また、開業社会保険労務士の事務所に勤務している人が独立し、特定社会保険労務士として業務に携わるときは、以前勤務していた際に自らが、またはその勤務先の事務所が扱った案件と関わりのあるものについては依頼を受けられません。社会保険労務士法人への在籍についても同様です。要するに、どういう形であれ、相手方の企業の内情を知っている場合には、それに関わる依頼を受けることはできないということです。

特定社会保険労務士として問われるのは、どのような職業倫理をもっているかです。第一に考えることは、紛争当事者の利益の保護であり、業務の遂行においては公正性が確保されなければならない。かつて依頼人として関わったなどの理由から相手方の内情を知り得るような場合は、その公正性が確保できることになります。そして、社会的に認められた者に対する品位の保持です。これは特定社会保険労務士に限らず、社会保険労務士全体にいえることで、倫理綱領の中にも含まれています。

我々は労働者、使用者、いずれの立場であっても、自由平等を軸にした基本的人権に関わる重大な業務を遂行しています。自由については憲法12条、平等については14条で規定されていますが、特定社会保険労務士はその理念に基づいて業務を遂行するわけですから、当然責任があり、それに抵触するような事案は行ってはいけない、常に公正に関わっていくことが求められます。

では、この資格を取得するための紛争解決手続代理業務試験について説明しましょう。平成18年3月ごろに能力担保措置研修の申込受付をし、4月から計63時間に及ぶ研修を実施、6月上旬あたりに試験を行う予定です。来年は試験を2回行い、それに向けた研修等のスケジュールは秋口あたりからになるとと思われます。

やはり、一番の関心事は試験内容ですが、事件およびその問題点の本質を見抜くことが問われるでしょう。設問の一部に「社会保険労務士の権限と倫理」とありますが、なぜ倫理問題が重要かというと、代理人としての責任があるからです。特定社会保険労務士は、代弁者や代行者ではなく、代理人です。書類を作成・提出する手続業務だけではなく、その業務が依頼人の望むべき解決方法だったのかどうかということと同時に社会的にも妥当な結果であるかが問われるわけです。事の本質を見抜く力は非常に大切です。法律や、数多くの判例の表面だけを理解し、知識として吸収しても実際には何の役にも立たない。立法や判例の趣旨が理解できなければ、依頼人からの信用を失う結果を招くことになります。

次に大切なのは、あっせん内容と依頼人の良心との整合性です。人間は自分にとって都合の悪いことはなかなか話そうとしないもの。依頼人の話を聞き、社会保険労務士が自ら培ってきた経験や倫理観と照らし合わせ、嘘や伝聞、事実との違いはないかを確認する。そして、依頼人と代理人双方の認識がフィットするようにすり合わせることが必要です。

特定社会保険労務士としての権限はどこまでなのか、それに対してどういう倫理観をもっていなければならぬのかは、これからも常に問われていくことでしょう。今まで、社会保険労務士としての役割は、個別労働紛争が起こった際にアドバイスや事業主のメッセンジャーになることでした。しかし、そこから先の問題については、特定社会保険労務士でなければ相談を受けることができないのです。だからこそ、皆さんにこの資格をぜひとも取っていただきたいと願います。

大槻哲也 全国社会保険労務士会 連合会会長に聞く！

千代田・中央支部会報第100号を記念して、
全国社会保険労務士会連合会会長の大槻哲也氏にお話を伺いました。



(左) 寺田晃事務局長、(右) 大槻哲也連合会会長

聞き手 開業当時のことをお聞かせください。

大槻会長 昭和48年10月に開業しました。最初は、銀座の先輩社会保険労務士の事務所に居候させてもらい、電話を引きました。事務所を構えたのは、ちょうどこのビル（銀座1丁目）の隣になります。それこそ最初は、車1台で握り飯とポットを持って廻っていたんですよ。昭和49年のことです。最初から、開業するなら銀座と決めていました。自分が出でていくため、高齢者の方に電話番をしてもらおうと、職安に行きましたが、そんなことをしていてもしょうがないと思い、本格的に職員を雇うことにしました。何人か雇い入れた後、大学を出て新卒で寺田事務局長が入ってきました。昭和54年ですか。

聞き手 事業拡大のコツを教えてください。

大槻会長 開業当初は、片っ端から飛び込み営業をしました。チラシも1,000通出しました。ところが、先輩が「1,000通出したって、1件あればいいほうだ。郵送代がかかって大変だ」と言うのです。本当にそのとおりでした。

顧問先と信頼関係を結ぶために、誠心誠意を尽くす、知ったかぶりをしない、約束を守るということを心がけています。この3つが、信頼関係の基になる。これを自分自身でもちながら、寺田事務局長はじめ職員全員が守っています。

事務所の運営は、寺田事務局長に任せています。私は、統括的に大株主が会社経営全般を見ているような位

大槻会長のとある1週間

16日(月)	連合会の会議、社会保険労務士厚生年金基金の会議
17日(火)	東北3県研修会(仙台泊)
18日(水)	群馬県社会保険労務士会訪問
19日(木)	事務所で打ち合わせ
20日(金)	社会保険労務士国民年金基金の会議、連合会海外視察旅行

私達の想像を超える忙しさでした。

置ですね。寺田事務局長は、学校を卒業して、貧乏事務所に入ってきて、いろいろな面で苦労している。私と苦労を共にしてきている、いわば兄弟以上の人間関係ですから、絶大な信頼関係ができます。それから、手続きだけをするのなら、1人でもいいかもしれないが、3号業務や労務管理を行うとなれば、人を雇って組織を作つて、そのなかから組織論を学んで、実践するのがいい。

聞き手 職員の方が約50人いらっしゃいますが、専門職チームのような編成はあるのでしょうか。

大槻会長 うちの事務所は、仕事が入ってくると、寺田事務局長が案件によって、プロジェクトチームを編成することで対応しています。例えば、賃金制度や就業規則などは、その会社に応じたオリジナルな設計や作成になるものだから、あらかじめチームを作つておくというようなことはしていないですね。これから先、ADRの関係もあるから、どういう風に展開するかわからないですけどね。

聞き手 法人化のメリットは？

大槻会長 顧問先となる企業もほとんどが法人ですが、個人と法人では信用度が全然違うんですよ。とくに外資系の会社は、社会保険労務士に業務をアウトソーシングしようとするとき、法人を選択するんです。もう1つは、経営において、会社と個人をきちんと分けて運営することができるので、経営する側からすると気が楽になるということです。

聞き手 余暇はどのようにお過ごしですか？

大槻会長 僕は休みの日に本を書いたりするのが好きで、少しづつ書いたものを積み重ねて本にするんです。それと、4歳になる孫の言うことを聞きながら、余暇の大半を過ごす日も多いですよ。それとね、僕は高校野球の観戦が好きで、昔は毎年、甲子園に春も夏も行っていたんですよ。甲子園のなかで1つのドラマを見ているんです。それで感動するんです。

聞き手 千代田・中央支部会員へのメッセージをお願いします。

大槻会長 社会保険労務士として開業したときは、孤独ですよね。支部の会合に出ていると、同じ釜の飯を食べている仲間がいるんだという親しみと、自分自身がエネルギーをもらうので、できるだけ支部の行事に出るようにしていましたね。それと、千代田・中央支部には、社会保険労務士制度ができる前からこの業務をやっており、社会保険労務士制度を作られた生みの親ともいいくらい先輩方が大勢いらっしゃいます。そういう先輩方から、いろいろな苦労話を聞くことにより、「よーし、頑張って制度を継承・発展させていかなければ」という気を得ましたね。

聞き手 大槻会長、お忙しいなかありがとうございました。

紙面の都合により、インタビュー内容を一部割愛させていただきました。

インタビュー担当：牧野武夫、
撮影：戸室康廣、文：青山弥生

平成17年度管外研修旅行会報告

平成17年10月7日(金)、季節も秋に移り変わり金木犀の香りが漂うなか、静岡県熱海市熱海「熱海自然郷」内にある「関東百貨店健康保険組合 直営保養所 とよさか」にて支部管外研修旅行会が行われました。

研修場所となった「とよさか」は、熱海市南西の標高400mの高台に建っており、緑に囲まれ、温泉あり、相模湾はもちろん、遠く三浦半島まで望むことができ、夜は部屋から熱海市街のきらびやかな夜景が楽しむことができ、参加者42名のみなさんがとてもリラックスすることができました。

研修は「勤務社会保険労務士の活躍事例」というテーマで酒井研修副委員長の司会により、当支部の会員である浅香博胡氏、藤井絢子氏、田中幸夫氏の3名を講師とし、パネルディスカッション方式にて行われました。

3名の講師は、それぞれ自らが勤める企業内において責任のある立場に就き、従業員300名～1000名超規模のなか、人事・総務部等で社会保険労務士の資格を活かし活躍されており、「社会保険労務士であり、かつ、一社員」として開業社会保険労務士にはない、企業内にいるからこそその責任の重さ、ご苦労をお聞きすることができました。

現在、労務管理面で行っていることとしては
①就業規則、人事給与制度の見直し、それに伴う人事考課制度の見直しや考課者訓練など
②企業年金の見直し（適格年金の廃止等）
と、以上2つの見直しを主に行っているそうです。

そして、それぞれの見直しを行うにあたり、従業員の意見を個別に聞いたり、了解を得るために全国の支店等に説明を行ったり、労働組合との交渉窓口になるなど企業内の担当者ならではのご苦労を改めて

感じることができました。

次に企業に勤務しながら支部活動に参加することについての感想、要望としては、研修会などを行う時間帯が、平日の午後に行うことが多いため、勤務している企業に「資格」に対して理解がないと出席することが難しいので、勤務会員が研修会に出席し、勉強しやすい環境を整えてほしいという意見が聞かれました。開業、勤務を問わず、同じ「資格」をもつ一社会保険労務士として勉強できる環境を整えることは、支部としてこれから重要なテーマであると感じました。

研修会が終ったあとは温泉に浸かり、浴衣に着替えて美味しい酒あり、料理あり、bingoゲームありの懇親会で盛り上りました。その後もカラオケで楽しむ者、部屋でビール片手に語り合う者等、それぞれの楽しみ方で、管外研修旅行会ならではの秋の熱海の一夜を過ごしました。

管外研修旅行会に参加することが今回初めてだった私は、管外研修について感想を聞かれていたので、この場をかりて感想を言うと「普段の支部会等では、なかなか話すことができなかった会員の方とも話をし、交流を深めることができたということと、支部の先輩方を見て社会保険労務士は、仕事も遊びもタフにバリバリやるのだとということを教わった気がしました（笑）」

冗談はさておき、お忙しいなか、この楽しい支部管外研修旅行会を企画し盛り上げていただきた椎野厚生委員長をはじめとする厚生委員会の皆様ありがとうございました。ところで次回はどこに行くのかな？

広報委員 原田 幸治



政連の必要性について

政治連盟千代田・中央支部
支部会長 吉瀬 君江

新年あけましておめでとうございます。

昨年4月の定期大会で支部会長を任せられ、すぐに都議選があり、まさかの衆議院解散総選挙が行われました。準備期間のない選挙のために、副支部会長、幹事長に多大な協力とお願いをし、また会員の方々にも「電話ボランティア」「事務所開き」「出陣式」「個人演説会」などなどにご参加・ご協力をいただき、まことにありがとうございました。

結果は、東京1区は与謝野馨氏、東京2区は深谷隆司氏が当選されました。お2人とも東京会の統一推薦候補者として支部も推薦いたしました。

政治連盟は、選挙活動だけが活動ではありません。「社会保険労務士会」は、法定団体のため政治活動が禁じられています。私達の業務に関する問題や権利

は、すべて法律で規制されています。社会保険労務士法の改正を進めるためには、国会での法改正が必要になります。「社会保険労務士会」が活動できればよいのですが、前述したように「政治資金規正法」が禁止しており、そのために政治連盟が作られたわけです。法改正は、すべての会員に同等の権利が与えられます。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

今年は、組織活動に重点をおきます。政治連盟に対する意見等がございましたら、お聞かせください。政連は、自分自身のためにあるものとの共通認識をもっていただきたいと思います。会員の皆様のご支援を、今後ともよろしくお願ひします。

平成17年度 労働・社会保険関係街頭相談実施

中央地区協議会（千代田・中央支部、文京支部、台東支部）主催で、平成17年10月13日（木）に街頭相談を実施しました。相談員をはじめ、当日応援いただきました会員の皆様、ありがとうございました。

概略は次のとおりです（敬称略）。

場 所	東京メトロ・飯田橋駅コンコース		
相 談 員	午 前	勝本 京子 藤元 利澄	
	午 後	酒井 裕樹 今井 浩爾	
相談件数	76件		

また、当日は街頭相談コーナー応援者として、以下の方々にご協力いただきました。ありがとうございました（敬称略）。

渡邊 和洋、吉瀬 君江、半沢 公一、小林 包美
恩田 和明、玉田 壇三、段下 正志、藤井 純子

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形態	入会年月日	氏 名	地 区	形態	入会年月日	氏 名	地 区	形態
H17.8. 1	佐藤 哲郎	麹 町	勤務	H17.8.19	浦田 秀樹	麹 町	勤務	H17.9. 1	久保田 徹	京 橋	勤務
H17.8. 1	碓井 秀夫	麹 町	勤務	H17.8.31	槌賀 有紀	神 田	勤務	H17.9. 1	櫻井 利佳	京 橋	勤務
H17.8. 1	笛子 晴美	神 田	勤務	H17.9. 1	今泉 浩史	麹 町	開業	H17.9.14	小山 明彦	神 田	勤務
H17.8. 1	芳本 靖夫	神 田	勤務	H17.9. 1	宮地 俊之	麹 町	勤務	H17.9.14	柳沼 眞澄	日本橋	勤務
H17.8. 1	駒形 誠一	日本橋	勤務	H17.9. 1	唐木 一祝	麹 町	勤務	H17.9.29	加藤 大和	麹 町	勤務
H17.8. 1	杉山あすか	京 橋	勤務	H17.9. 1	内田 大喜	麹 町	勤務	H17.9.29	石川 京子	麹 町	勤務
H17.8. 1	佐藤千恵美	京 橋	勤務	H17.9. 1	大室美千子	神 田	勤務	H17.9.30	小元 貴	神 田	勤務
H17.8.17	中川 直毅	日本橋	勤務	H17.9. 1	永江 圭子	日本橋	勤務	H17.9.30	井上 昇	日本橋	勤務

支部IT化経過報告

千代田・中央支部 IT委員会 委員長 石川 英豊

メールアドレス登録開始から2年が経過！

年月の経つのは早いもので、メールアドレスの登録を開始してから2年が経過しました。当初の目標である登録率70%は、もうすぐです。具体的にはあと100名ほどの登録があると達成できます。会員の皆様の更なるご協力をよろしくお願いします。

毎回公開している当支部のメールアドレスの登録状況ですが、下記のとおりです。

メールアドレスの登録状況 (平成17年12月11日現在)

		麹町地区	神田地区	日本橋地区	京橋地区	合 計
開 業	登録者数	117	97	58	57	329
	登 録 率	78.5%	76.4%	80.6%	62.0%	74.8%
勤 務	登録者数	222	110	108	112	552
	登 録 率	57.4%	57.6%	61.4%	55.7%	57.8%
合 計	登録者数	339	207	166	169	881
	登 録 率	63.2%	65.1%	66.9%	57.7%	63.2%

マナーのいい電子メールとは

平成15年10月1日に支部のホームページを立ち上げ公開しましたが、その際、支部専用のメールアドレスを設けました。このアドレス宛に会員の皆様からメールをいただくのですが、その総数はこの2年間で460通になりました。一番多いのはIT委員会宛で380通です。会員の皆様からいただいた電子メールも様々です。そこで、今回は電子メールのマナーについて考えてみたいと思います。

まずは、電子メールを受け取ったときのマナーです。忙しいと、つい返事が遅れます。用件に返信できないときでも、「メールいただきました。後ほど返信いたします」程度の文章は必ず返すようにしたいものです。

IT委員会宛の電子メールで一番多いのは、「登録の際のパスワードを教えてください」という内容のものです。会員の皆様はパスワードが分からなくて待っている訳ですから、私はすぐ返信するように心がけています。

早いときは数分で返信するときもあります。ただ、事務所に不在の場合はどうしても遅くなってしまいます。そのときはお許しください。

さて、次は電子メール本体のことですが、「マナーのいい電子メール」ということで、まとめてみました。

1. わかりやすいタイトルをつける。
2. 用件はコクパクトに、いくつも羅列しない。
3. 読みやすいレイアウトにする。
4. 挨拶も忘れずに。
5. 話し言葉より書き言葉。
6. 自分の名前(署名)を必ず入れる。

3. について一言。コンピュータの世界では文字だけの文章に対する標準的な1行の幅として、「全角40文字」という慣例があるようで、40文字を超えると強制的に改行してしまう場合もありますので、1行の文字数は35文字前後が最適です。

ちなみに、支部で配信している電子メールの1行の文字数は、小泉メールマガジンが1行34文字ですので、それより2文字減らして、32文字としています。実際は、見やすいうようにするために、左側にスペースを1個おいてありますので33文字です(毎回、適当な文字数で配信している訳ではありません)。

電子メールは、今や欠かせない通信手段です。お互いに「マナーのいい電子メール」を心がけていきましょう。

あとがき

最近は社会保険庁のサービスがいい。58歳になる前に厚生年金加入者へ加入記録の確認と希望する者に年金の見込額を知らせてくれる。平成17年4月から国民年金第3号被保険者の加入漏れが昭和61年4月まで遡ることになり、社会保険事務所から加入漏れの通知がくるようだ。平成17年10月から60歳支給の特別支給老齢年金、65歳支給の老齢基礎年金の各該當者に年金請求用紙を請求月の3カ月前に送ってくるようになった。社会保険庁がサービス向上に努めていることはいいことだ。

国民年金第3号被保険者制度がスタートして今年3月でやっと20年になった。今年60歳を迎える第3号被保険者で任意加入なし、OL時代の厚生年金は脱退手当金を受給してしまった者は、老齢基礎年金が満額に比べると半分の40万円ほどにしかならない。

ここまでサービスが向上した社会保険庁なら年金額計算期間が40年に満たない者の救済として、対象者に「60歳から64歳まで5年間、第1号被保険者として加入できる。さらに付加年金も加入できる」とはがき等できめ細かくサービスを実施してほしいものです。(嶋倉 貞男)

昨年中は、内外とも多事多難な年であったと思う。一方、国内にあっては郵政民営化法案の参議院本会議における否決に端を発した衆議院の解散、出直し衆議院議員選挙による自由民主党の圧勝、郵政民営化法案は衆議院に再上程され、結果は衆参両院とも圧倒的多数の賛成により可決成立した。経済的には景気が踊り場を脱出したとの証明か、鉄鋼業界を筆頭に好景気を謳歌しているよう見える。

国外にあっては米国を襲ったハリケーンによって多くの米国民が被害にあい、復興も道半ばの状態にある。国内にあっては、南九州を襲った台風17号による大雨・水害によって多くの方が被災された。この異常気象は、過去に誰もが経験したことのない大きな災害をもたらした。これはまさしく地球温暖化のなせる業か、人災としか言いようがない。

京都議定書の採択から8年。人類生存権をも奪いかねない地球温暖化の問題に対して、大国である米国は真剣に対応してくれることを望みたい。

(藤元利澄)